

令和2年度きょうとこどもの城づくり事業（ひとり親家庭のこどもの居場所づくり事業夏休み等短期型）実施に係る運営業務企画提案仕様書

本仕様書は、京都府が実施する「令和2年度きょうとこどもの城づくり事業（ひとり親家庭のこどもの居場所づくり事業夏休み等短期型）」実施に係る運営業務に関し、委託契約の相手方に基本的な業務の枠組み及び仕様を明らかにするものである。

1 事業の趣旨・目的

ひとり親家庭の悩みや不安を持つ子どもと保護者のそれぞれが、気軽に交流し集うことができ、子どもの生活支援や学習支援等を実施する居場所を提供することで、精神的・経済的に不安定な子どもの心の安定や、学習習慣の定着と生活習慣の確立を図る。

2 業務の内容

(1) こどもの居場所

ア 夏・冬・春の長期休暇に、こどもの居場所を開設し、ひとり親家庭のこどもの学習習慣の定着と生活習慣の確立に向けた各種支援を行うこと。

- ①学 習 支 援：子どもの学力に応じた個別指導など、学習習慣の定着に向けた取組
- ②相 談 支 援：子どもや親からの相談に応じ、悩みや不安の解消を図るとともに、子どもの夢や希望の実現に向けて努力する方向になるような自己肯定感を養う取組や各種支援策の情報提供
- ③生 活 支 援：あいさつ（礼儀）、入浴といった基本的な生活習慣の習得支援や生活指導など、生活習慣の確立に向けた取組（調理実習を含めた食事の提供を含む）
- ④交 流 活 動：個々の家庭では参加困難な地域の行事やイベントに参加するなど、社会生活を営む上で必要な人との関わりを養う取組
- ⑤支 援 員 研 修：こどもの居場所で支援する支援員の資質の向上を図る研修
- ⑥地 域 連 携：地域の学校（教育委員会）や福祉団体・NPO法人等と連携し、見守り支援やさらなる支援が必要な子どものケース会議の開催などの連携支援活動
- ⑦そ の 他 の 活 動：参加する子どもが継続して参加したいと思えるような特徴的な取組

	夏休み等短期型
開設日数	年間15日以上
委託料限度額	405千円（消費税を含む。）／1箇所あたり
支援の対象者	原則として、ひとり親家庭の親と子（主に小学生とする。） 及び養育者家庭の親と子
事業の内容 (支援等の内容)	上記記載の取組のうち、①学習支援及び②相談支援については必須事業とし、③～⑦については任意事業とする。

イ こどもの居場所を運営するに当たっての留意事項は、次のとおりとする。

- ① コーディネーター（教員OBや学生等の支援員（以下「支援員」という。）の募集・選定・派遣調整・教材の作成等を行う者）、管理者（支援員の指導・調整、会場運営に係る現場を統括する者）及び支援員（ひとり親家庭の福祉の向上に理解と熱意を有すると認められる者であって、子どもに対して適切な生活支援や学習支援が行える者）を配置し、子どもの状況が十分把握できる体制とすること。ただし、コーディネーターと管理者の兼務は差し支えない。
- ② こどもの居場所において、食事等の提供を行う場合には、食育の観点に配慮するとともに、保健所の指導等に従い衛生管理等に十分配慮すること。
- ③ 相談支援を実施した場合は、個人情報の取り扱いに十分配慮するとともに、必要に応じ、関係機関と連携し適切な対応を図るとともに、記録すること。
- ④ こどもの居場所の運営に際し、必要に応じ、参加者から実費徴収することができる。
- ⑤ 本事業により取得した備品等の使用に関する権原は、こどもの居場所を開設している間京都府に帰属することについて同意すること。
- ⑥ 経費の執行に当たっては、本事業に係る経費を明確に区分し、適切な経理を行うこと。
- ⑦ 新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策のため、厚生労働省「新しい生活様式」の実践例を参照の上、熱中症予防等も含めて子どもの安全の確保に努めること。
 - (1) 換気の悪い密閉空間、多くの人の密集、近距離（密接）での会話の3つの密を徹底して避けること。また、参加者同士の間は対面ではなく横並びで座ることとし、できるだけ2メートル空ける、定員のあるところでは収容定員の半分以下の参加人数とするなど空間の確保に努めるなど、十分な空間を確保すること。
 - (2) 食事を提供する場合は、同時に多人数での食事を避けることとし、班制により食事の時間や会場を分けるなどの工夫に努めること。また大皿は避けることとし、料理に集中しておしゃべりは控えめにしよう呼びかけること。
 - (3) 頻回に流水と石けん、アルコール消毒液による手洗いを実施すること。特に、出勤時、外出先からの帰所時及び食事前には、**30秒**程度かけて水と石けんで丁寧に手や顔を洗うよう徹底すること。
 - (4) 咳エチケットや、症状がなくてもマスクの着用等に努めること。
 - (5) 部屋の換気を頻回に行うとともに、感染者が触れる可能性が高い箇所については、アルコール消毒液等を用いた拭き取り清掃に努めること。また、喚起確保のため室内温度が高くなるので、エアコンの温度設定をこまめに調整すること。
 - (6) 真正面をできるだけ避けて会話するとともに、できるだけ屋外での実施も検討すること。
 - (7) 十分な感染症予防を行いながら、のどが渇いていなくてもこまめに水分補給を心がける、屋外で人と十分な距離が確保できる場合には

マスクをはずすなど、熱中症予防にも心がけること。

- (8) 職員は出勤前に各自で体温を測定し、発熱が認められる（37.5℃以上の発熱をいう。以下同じ。）場合には、出勤しないことを徹底すること。過去に発熱が認められた場合は、解熱後 24 時間以上が経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまでは同様の取扱いとする。
- (9) 利用者について、利用前に本人・家族又は職員が本人の体温を測定し、発熱が認められる場合には利用を断る取扱いとすること。過去に発熱が認められた場合は、解熱後 24 時間以上が経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまでは同様の取扱いとすること。

3 その他

- (1) 契約書及び仕様書に定めのない事項や細部の事業内容については、京都府と協議して決定する。
- (2) 個人情報の保護
受託者は、本業務を履行する上で、個人情報を取り扱う場合には、京都府個人情報保護条例及び契約書第 18 条の 2「個人情報の保護」を遵守すること。